

あきた農商工応援ファンド支援事業

変更点について

(公財) あきた企業活性化センター

令和元年度からの新しいあきた農商工応援ファンド支援事業の制度はいくつかの点で変更されました。代表的な変更点は次のとおりです。

- 1 テスト販売が可能**になりました
テスト販売の代金分は助成対象事業費から差し引いていただきます
- 2 従来商品と一緒に開発商品をPR**できます
展示会費用やパンフレット印刷などの費用1/2を助成対象にできます。
- 3 事業期間が最大2年間**に広がりました
最大2年間の計画で事業を行い、1年目、2年目の事業が終わる毎に助成金を支払います。
- 4 助成の上限額**が変わりました
今回の募集は1年目80万円、2年目40万円が上限額です。
- 5 助成率**が変わりました
農商工連携支援事業が1/2、農商工連携応援団体支援事業が2/3です。
なお、特定の条件（例：売先が先に確定、県の公設試の開発品種や技術使用）を満たす場合、より高い助成率（それぞれ2/3、10/10）が適用されます。
- 6 事務負担を軽減**しています
書類保存期間の短縮（10年間→5年間）、提出書類の簡素化、申請書類の表計算表活用などにより、事業者の事務負担を軽減しています。
- 7 補助対象経費を整理**しました
機械装置費工具器具費は補助対象ではなくなりました。また通訳料、翻訳料等の頻度の少ない経費や類似している経費の統廃合を行いました。
- 8 計画した成果が出なかった場合**、交付決定が取り消されます
開発できなかった、販売できなかった等、成果が出ない場合は助成金は支給されません。

以上